

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理しだい速やかに支給します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯※ただし、世帯全員が、住民税課税者に扶養されている場合を除きます。

令和3年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和3年12月10日時点で串本町に住民登録のある方へ串本町臨時特別給付金事務局から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

【申請書配布先】

串本町役場臨時特別給付金事務局（役場2階）

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年3月1日（火）
～令和4年9月30日（金）



申請時点で住民登録のある市区町村での申請となります。

【申請書配布先】

串本町役場臨時特別給付金事務局（役場2階）

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となると思われる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。（世帯全員が、住民税課税者に扶養されている世帯には送付しません。）

- 中身を確認して、串本町に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 令和3年中に世帯員全員が住民税非課税相当となり、申請する場合は、令和3年分の確定申告書、源泉徴収票の写しを添付してください。
(例) 串本町の場合の住民税非課税となる年間給与収入の目安は、単身の場合、93万円以下、夫婦・子（1人）の場合は、168万円以下。

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに串本町臨時特別給付金事務局に、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



! 職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。


お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00

串本町「住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金」事務局

 **0735-67-7432**

受付時間 土日祝日を除く8:30~17:15